

平成28年10月19日開催

高崎市第13回農業委員会

農業振興部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○部会長(小野関多吉) それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます、ご協力のほど、先ほど申しましたけれども、ふなれですので、言葉足らず、不手際があると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、第13回農業振興部会を始めます。

きょうは、委員の方、全員参加しております。質疑については挙手をして、出席番号を名乗ってから行うようにお願いいたします。

次第、第3、農業振興部会委員の議席の指定についてですが、議案書の3ページをごらんください。農業振興部会委員の名簿が記載されており、議席につきましては、農業委員会部会会議規則の第6条第2項に、一般選挙後、新たに互選された部会委員の議席は部会長が定めるとございます。そこで、現在お座りになっている議席は、仮議席ですので、この議席を本議席とさせていただきますので、ご了承いただけますか。

○全員 異議なし。

○部会長 では、異議なしと認め、次に、4の議事録署名委員の指名及び書記の任命についてですが、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、指名させていただきます。議事録署名委員には25番、武藤登委員、26番、須田直子委員にお願いいたします。書記の任命につきましては、事務局の發地雄太主事にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第第5の議案審議に入りたいと思います。議案第1号 平成29年度高崎市農業振興施策に関する意見について議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 事務局より説明をさせていただきます。議案書4ページになります。

議案第1号 平成29年度高崎市農業振興施策に関する意見について。

平成29年度高崎市農業振興施策に関する意見について、次のとおり高崎市長及び高崎市議会議長へ提出したいので、審議を求めます。平成28年10月19日提出。高崎市農業委員会農業振興部会長、小野関多吉。

そうしましたら、5ページ、6ページは皆さんのほうでございまして、議案のほう7ページになります。1項目ずつご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1、農業用施設用地の課税について。農業委員会は現在、農地の利用状況調査及び利用意向調査を行い、農地の利用集積に重点を置いているところであります。農業の規模を拡大しようとするとな農業用倉庫や園芸施設などの施設が必要になってきます。しかし、農業用施設用地は固定資産税が農地よりも高く課税されます。経営を安定させるために規模拡大や施設園芸、畜産を行っても、結果として税金により農家の経営を圧迫します。また、新規就農する上でも障壁になりかねません。市としての農業用施設用地の課税については、減税等を

検討していただけるよう要望いたします。

こちらからは、以上です。

- 部会長 事務局の説明が終わりました。これからは1項目ごとに審議をしたいと思います。そして、審議のときには内容の語句、それから言葉遣い等について慎重にご審議いただきたいと思います。この結果、高崎市農業委員会の意見として提出されるものですので、よろしく願いいたします。意見がありましたら、お願いいたします。

意見、ないでしょうか。

事務局のほうから補足説明があるそうなので。

- 事務局 そうしましたら、農業用施設の課税についての状況について説明させていただきますと、本庁、群馬、新町地区の調整区域の白地及び青地の農地に関しましては、農地課税に造成費というものを足した課税になっており、造成費分が高い状態になっております。また、市街化の地域につきましては、こちらは宅地並みの課税ということになっております。また、吉井、箕郷、榛名地域の都市計画の非線引き地域の白地につきましては、こちらも宅地並みの課税ということになっているようです。倉淵地区についても、都市計画区域外の白地の農地については、宅地並みの課税であるということであります。

造成費なのですが、田か畑によって金額が違う形になっており、本庁管内、群馬支所管内、新町管内につきましては、田の種別のところにつきましては、平米当たり2,100円の造成費がかかっております。また、畑に関しては、1,200円の課税がかかっております。倉淵地区に関しては、田と畑の種別で1,000円から1,700円ぐらいの間で課税がかかっておりまして、こちら倉淵地域内で200地域ぐらいに分かれまして、細かく課税がされております。箕郷地区に関しましては、田と畑で平米に1,900円にかかっております。また、山間部としての種目がありまして、こちらは1,200円平米によってかかっております。榛名については田と畑で1,700円ほど、吉井については田と畑で1,200円ほど課税がかかっておる状態になっております。

こちらから、補足説明とするとそのような形になります。

- 部会長 事務局の補足説明が終わりました。

何か意見ありますか。

はい。

- 15番小和瀬委員 15番、小和瀬ですけれども、この農用地にある園芸施設とか農業用施設倉庫等つくられて、そうなっているのです。まずで結構なのですけれども、いずれ概算件数が市内でどのくらいあるかというのはあるのですか。

- 部会長 事務局、どうぞ。

- 事務局 概算ですか。

- 15番小和瀬委員 はい。だから、該当件数がおよそどのくらいあるかというのはわかるのですかというの。

- 事務局 済みません、そちらについては、手元に資料を持っていないのでちょっとわからない状態になります。済みません。件数についてはわかりません。

- 部会長 ちょっと今現在わからないということですので、わかり次第連絡でいいでしょうか。

○15番小和瀬委員 はい。

○部会長 では、事務局、わかり次第ということで。

そのほかには。

○全員 なし。

○部会長 意見がないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 ありがとうございます。では、議案1号の1項目は原案の内容で提出することにいたします。

続きまして、2項目めの説明、事務局よりお願いいたします。

○事務局 事務局より説明させていただきます。

2、有害鳥獣対策について。山間地の耕作地は近年有害鳥獣の被害は、農家個人で行う対策では防ぎ切れない状況が多くあります。有害鳥獣の食害は収穫がなくなってしまうだけでなく、耕作意欲の減退、喪失につながり、耕作放棄地の発生原因にもなり得ます。つきましては、現在行っている有害鳥獣駆除の拡充強化をしていただけるようお願いいたします。

こちらからは以上です。

○部会長 事務局の説明が終わりました。意見、要望ありましたら、お願いいたします。

特にないでしょうか。

○依田会長 問題でいいですか。

○部会長 はい。

○依田会長 この市に対する要望書の中で、去年、私たちが持っていった有害鳥獣対策ということでお願いしたところ、即決でとりあえずくりわなの免許の補助を出しましょうということなのですが、今現在非常に申し込みが少ないということで、特に山間部を抱えている皆様には全員が参加してくれるぐらいの気持ちになってほしいなという気でおります。というのは、農業委員会と農業会議所とこの要請を出した主でありますので、主が全然知らないよということではうまくないなということでございますので、できれば2年、3年この事業を続けていきたい。補助金も確保していきたいというつもりでございますので、ぜひとも初年度皆さんに奮って参加をお願いしたいと思います。実際には、これから發地君のほうから説明があろうかと思えますけれども、2月の1日が試験日ということになりますので、近い、その農林大学校になりますから、そんなに遠くないところで受けられますので、ぜひともその辺の考慮をお願いいたしますようお願いでございます。

以上です。

○部会長 はい。

事務局から補足説明があるそうですので、お願いします。

○事務局 事務局から補足説明なのですが、今現在農林課のほうで有害鳥獣対策として電柵の補助のほうも現在行っていております。こちら農家単体ではなく、2軒以上の農家が集まって申請をいただく形にはなっておりますが、そういう形で電柵の補助等も行っている状態です。

○部会長 補足説明、終わりました。意見、何かありますか。

はい。

○農政部長(野口浩康) 今、事務局のほうから農林課のほうで電柵の補助をしているという補足説明なのですが、補足がちょっと足りないので、補足の補足でお話をさせていただきます。

この電柵と言っていましたけれども、防護柵なのです。電気柵だけではないです。防護柵として有害鳥獣と言われる、この野生鳥獣を防ぐための柵、その資材費の補助というのをやっているのですが、農林課単体、高崎市の単独だけではなくてももちろん県単の補助を利用することもできますし、国も補助するという制度があります。どういう補助かといいますと、市の単独だけですと、制度としては2人以上で防護柵等の資材を購入をする場合には一人頭5万円、資材費の2分の1が上限ですけれども、1人当たり5万円を補助しますよ。それが市の単独補助です。ですから、2人で申請をすると上限10万円までという話です。資材費の2分の1で上限10万円までは補助しましょうというのが市の単独補助です。県の単独補助には小規模土地改良事業というのがありまして、これは制度的には2人以上という点ですれば、ある程度地区がまとまって広範囲に防除しましょう、防護しましょうという制度になりますと、県のほうがやはり2分の1の補助つきます。これは、やっぱり資材費ですけれども。資材費の2分の1。そして、市では残りの2分の1のうちの半分、25%を上乗せしましょうという話なのです。そうすると、地元の負担というのが全体額の25%だけという話になります。これが県単の小規模土地改良事業を利用した補助制度という話になります。

国の制度というのがもう一つありまして、有害鳥獣対策の協議会というのが市の中ではつくってあります。この協議会への支援という形なのですが、協議会は通過するだけなのです。やはり資材費の補助です。これは、ある程度広範囲の地区、例えばどこどこ集落みたいなのが、ここの集落、動物がいっぱい出てきて困るので集落を丸ごと困ってしまいますよみたいな大規模になった場合には、その協議会を通じて必要の資材費の10分の10補助しましょう、そういう制度があります。ただ、これは地区の人がまとまって、地域の人がまとまって活動してくださいねというふうな縛りがありますので、誰か業者にお金を丸投げしてその施設をつくったりする、そういうのはやめてください。地元の人たちが自分たちのためにその資材を購入して設置する。これが前提になります。

ですから、いろいろな種類がありますので、その地域地域でどういうふうにしたいかというのは相談していただければ、一番いい方法を一緒にご相談をさせていただければというふうな形で、現在は補助をしているというふうなことでございます。ちなみに国の補助は、見に行きたい人がいるようでしたら、国の補助は倉渕の岩氷というところに、総延長で5,500メートルぐらいありましたか、高さが1.8メートルぐらいの柵がずっと埋めるようにしてあります。これは、本当に地元の人たちの手で設置をしました。県単の施設というのがあちこちにあるのですが、一番見やすいのが榛名の菖蒲沢というところに、国道406号線沿いです。菖蒲沢というところに自動販売機があるので、その自動販売機を背にして前の農地を見てもらいますと、そこに電柵がずっと張ってあります。それは、ある程度その地域全体を囲って、農地全体を囲っています。これは、県単の事業でやっています。あとは、市の単独補助は、ちょっと細かいのであちこち行って田んぼに電柵が張ってあったら、それはみんな市の単独補助でやったやつかなと思っていただければと思います。

補足の補足で長くなってしまって申しわけないのですけれども、そういうふうな支援があります。

○部会長 はい。

○1番新井委員 この有害鳥獣対策の中で、現在行っている有害鳥獣駆除がどういうものか、さらにはこの拡充強化というのはどういう意味なのか、その辺ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○部会長 事務局、わかりますか。

○事務局 一応うちのほうで、イノシシと猿と農林課等で有害鳥獣駆除されていると思いますが、農家さんからの声でいきますと、なかなか自分で植えた山間地の作物がまだ被害に遭っている状況にあるということで、皆さん小さい被害だとなかなか申告しない部分がございます、その部分において本来的には被害を出したいのですけれども、被害が潜在化しているということがございますので、今後そういうイノシシ等、猿等の捕獲については拡充強化をしていただきたいという意見の趣旨だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○部会長 いいでしょうか。

では、そのほかにありますか。

はい。

○12番中澤委員 12番、中澤なのですけれども、もう大分有害鳥獣のあれが来て、市で補助をもらって、大体買っている機械そのものが5年たつと高圧が下がってきてしまって、役しなくなるのです。そういうものだから買いかえたいというので申請すると、1回申請して補助もらったものはだめですよと言われたことがあるのです。だから、その機械が壊れてしまって、高圧は来なくて線はあるけれども、幾ら線張った、イノシシは、あれはもうそれを見ただけで来ないのでけれども、ウリボウだとか何か、その辺のやつはそこをぐぐってきってしまうのです。だから、5年が大体目安で、メーカーによって多少違うと思うのですけれども、それをもう一回、5年期間が過ぎたら補助がもらえるような方法、お願いしたいのですが。

以上ですが。

○部会長 事務局、説明。

○事務局 今、先ほど中澤委員からいただいたご意見も踏まえて、市のほうに要望させていただくという形でさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○部会長 市のほうへ上げていくそうなのです。

○依田会長 だから、中澤委員が今言う、補助金というのは1回出して、同じレベルで同じ目的で補助金を同じに2カ所目に出すということはある得ないのですよね、補助金というのは、何かグレードアップして形を変えて、またお願いしますとか、何かやり方を考えて変えていかないと。そういうことだよ、部長さん。

○農政部長 原則、そうですね。

○依田会長 原則はそういうことだそうなので。同じで買いかえだから、これというのはちょっといかなものかということらしいですよ、補助事業は。

○部会長 はい。どうぞ。

○12番中澤委員 12番、中澤なのですけれども、うちなんかは集落を全部電柵で囲っています。そうすると、1基が

大体10万ちょっとします。12万ぐらいするのか、それを5基で回っています。これを今度買いかえるとなると、ちょっと地元では全額は出せないのです。最初のときは、たしか一番最初は市が全額を出してくれたのではないかと思うのです。だけれども、それがもうみんな古くなってしまって、もうメーカーさんだって引き受けない、メーカーさんが下がってしまっているから。だから、それを何とか対策を考えてもらわないと、もうとってでもではないけれども、もう猿やイノシシが集団だ何だかんだといっているとなると全滅しますから。ぜひその対策のほうお願いしたいのですが。

以上です。

○部会長 その辺は考慮して市のほうへ、金額のほうで上げるということですので、いいでしょうか。

○12番中澤委員 はい。

○部会長 はい。

○6番今井委員 6番の今井です。今、中澤さんのほうから5年でもう傷んできた、そんなに寿命がないような機械を購入したのですか。

○12番中澤委員 大体5年ぐらいなのです。

○6番今井委員 5年ぐらい。

○12番中澤委員 高圧でぐると圧を上げるでしょう……済みません、いいですか。高圧でしているものだから。それで、ずっと電気入りっ放してしょう。大体下がってきてしまうのです。

○6番今井委員 いや、それで機械をもっといい、値段が高くも何十年ももつというのがいいなと思ったのだけれども、さっきの農政部長の資材のその上限という金額というはあるのですか。そのかかる費用の上限というの。

○部会長 市の上限ですか。

○6番今井委員 さっき資材の補助の。

○農政部長 市の単独補助は先ほど説明したとおり、資材費の2分の1。これは、上限が、では事業費の上限はあるかないかという話になれば、今のところ設けていないです。だから、10人集まって、全部で50万のものを入れまし  
たよという話になると、25万円が2分の1になりますけれども、10人ですから、1人5万円が頭打ちという話になると50  
万円まで入れますよと、そうすると25万円は賄えますよと、そういう話になります。県単事業についても、たしか上限  
はないと思います。ただ、地元の補助負担が25%ありますから、それを出さなければいけないという中での兼ね合  
いになると思います。あと、国の部分については、たしか岩氷で入れたときは資材費10分の10で出ていますので、  
それも特に上限というたい方はありませんけれども、通常、行政的に言う「予算の範囲内」と頭に大体つくの  
です。そうすると、どういうわけだか、順番によって予算があるかないかによって2,000万の資材買いたいだけれども  
といったときに、ちょっとそれだけ金がないので1,500にしてくれとか、1,000万にしてくれとか、そういう話にはなり得ると  
いうのは考えられます。ほかの補助についても、ある程度そういうのは漠然とですけども、ざっくりで申しわけないの  
ですが、あると思います。

以上です。

○6番今井委員 はい、わかりました。

○部会長 いいでしょうか。

○6番今井委員 はい。

○部会長 そのほかにありますか。

ないですか。

○農林課長(真下信芳) 先ほど部長のほうから、防除の面とか捕獲の面とかお話があったと思うのですが、この表現のところで、私が言う立場ではないのかもしれないのですが、補助制度というものがあるという、そこを拡充してほしいというお話もあったようなので、有害鳥獣駆除だとちょっと表現が狭くなるのかなど。タイトルが有害鳥獣対策なので、ここも有害鳥獣対策の充実強化のほうがいいのではないかなということなのでは、済みません、よろしくお願いします。

○部会長 皆さん、どうでしょうか。

○15番小和瀬委員 ご意見ごもっともだと思います。

○依田会長 いいと思います。

○部会長 ここでいうと、前文は有害鳥獣駆除の拡充強化になっていますけれども、これを駆除でなくて対策にするということですね。

どうでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 事務局。

○事務局 それでは、そういう形で訂正させていただきます。

○部会長 では、「駆除」を「対策」に変えるということで、事務局お願いいたします。

では、次に移らせていただきます。

農業委員会事務局の体制強化について、事務局、説明お願いいたします。

○事務局 3、農業委員会事務局の体制強化について。平成28年4月1日から「農業委員会等に関する法律」の一部が改正され、農業委員会の役割が「農地利用の最適化の推進」として強化されるとともに、業務の質、量についても増大をしました。

今後、農業委員会の役割を全うし、迅速かつ適切な業務を遂行するためには、専任職員の配置及び必要な知識、経験を有する職員の確保と質的向上が必要になります。

市におかれましては、事務局職員の十分な人員の確保及び事務局体制の強化について特段の配慮をお願いします。

こちらからは、以上です。

○部会長 説明が終わりました。意見ありますか。

どうでしょうか。

はい。

○事務局 この意見につきましては、農業委員さんから挙げたものではなくて、事務局サイドで一緒に挙げさせていただいたものでございます。農業委員会に関する法律がこの4月から改正されまして、今その準備に取りかかって

いるところですが、来年の7月19日に今の体制が終わりまして、7月20日から新体制になるということになります。今度は、法律で業務が法定化になりまして、遊休農地だとか新規就農だとか、耕作放棄地対策だとかというのが今度は農業委員会の必須業務ということになります。そういうことを対策として新たに推進委員というのが設けるわけですが、当然事務局サイドといたしましても、それに対応する職員の人事配置をお願いしたいということで今回載せさせていただきます。農業委員会会則、法律の26条に職員というのがありまして、これには職員の定数は条例で定めるとか、そういうのがありまして、今回4月から改正された条文で5項で1項追加されました。その追加されたというものをちょっと読み上げさせていただきます。

農業委員会は、選任の職員の配置及び養成その他措置を講じ、その事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るように努めなければならない。この場合において、市町村長は、農業委員会に対し、必要な協力をするように努めなければならないということで、法律にうたわれましたので、このことを理由に市のほうに意見を出したいという考えで提出いたしました。

以上です。

○部会長 今、説明が終わりました。

意見ありますか。

はい。

○6番今井委員 6番の今井です。この3番に限ったあれではないのですけれども、今回3点ばかり意見書というものが出たのですけれども、これは平成29年度のもでしたか。

それで、これの回答というのはいつごろ、いつも意見書出して回答というのは、はっきりした回答というのはいくらも。ちょっと物忘れがひどくて覚えがないのだけれども、今までの。はっきりした回答というのはいったいたのか。

○事務局 今までは、いただいているというのは施策のほうに反映していただくという形で回答いただいているということではございまして、語句として、文章としてはうちのほうへはいただいております。

○6番今井委員 もらっていないよね。こういうのはある程度の回答というのはいくらもないものなのですか。

○部会長 はい。

○依田会長 例えば、今の2番の鳥獣害のほうは、その場で即答で来年やりましょうということで、それは結果がはっきり出たり、その場ですぐ話がつく話はいいよということで、結果がすぐ出るけれども、そうでないものについては、ちょっと施策で長く協議のスパンでの物の考え方だとかというときになると、それは即答できないので、今事務局の言うように、施策に反映されたのが、成果だなど思うのも仕方がないということになってくるのだけれども、今までも随分幾つかあるよね。例えば農業公社でやっている飼料稲の刈り取りのコントラクターだとか、ああいうもののセットの市で買って、やってくれということになったときには、それも実際にはこの会からの出た、この要望書から出たお願いで幾つか出てということもありますし、結構そういうものでは成果そこそこ出ているのかなと思います。ただ、全然やっぱりこっちは言ったけれども、向こうではもう全然話にならねえやというような結果の話も、結果的にはそういうことになってしまう話なんだけれども。

○6番今井委員 だから、毎回毎回似たような意見書を出したりしているけれども、ある程度の回答がやっぱり聞けれ

ばいいかなと思っているけれども。

○依田会長 一番長々と延々とやっているのはこの要望書の中では、市街化区域内の農地の固定資産税をもっと安くしてくれというような、生産物に見合う価格、例えば米、麦つくったら15万になったと。だから、15万円以内でおさめてくれよと。農産物に見合う価格でやってくれよという願いはずっとしているけれども、これはなかなか実現されませんし、されないというか、これについては市当局も、それをうっかりやってしまうと、いろいろの交付金だとか税金の国からのものが、高崎市そんなにあるのなら要らないねと言われてしまう可能性もあるのだらうと思って、いろいろの駆け引きがあって、なかなか実現されていないというのが事実です。ただ、近々のうちに何か国交省あたりは言い出したということで、生産緑地制度を再度活用しようという話がぼつぼつまた再燃してきているなどという話はちょっと聞いていますけれども。できたり、可能性が残っていたり、これはちょっと無理だよというのと結果的にはいろいろです。ただ、正式にこれについては、1年後にこうなりましたというのはいたいたしません。

○部会長 ということで、いいでしょうか。

○6番今井委員 はい。

○部会長 そのほかにありますか。

○全員 なし。

○部会長 ないようですので、議案第1号を原案の内容を2項、駆除を対策に変えるということで提出したいと思いません。

次に、議案第2号 高崎市農業委員会公害対策委員会委員の委嘱について、議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 事務局より説明させていただきます。

議案書8ページになります。議案第2号 高崎市農業委員会公害対策委員会委員の委嘱について。

平成28年度高崎市農業委員会公害対策委員会の委員について、次のとおり委嘱したいので審議を求めます。平成28年10月19日提出、高崎市農業委員会農業振興部会会長、小野関多吉。

9ページ、10ページに公害対策委員会の名簿のほう載せさせていただいております。委員長は、農業委員会長のほうにやっただきまして、副委員長を振興部会長にさせていただいている形になっておりまして、役員といたしまして、振興部会の委員さんのほうになっていただいている状況であります。また、農地部会の委員さんにつきましては、公害対策委員ということでなっております。また農協のほうから高崎市農協につきましては、本店、支店について1人ずつ出させていただいております。はぐみについても本店、支店で1人ずつ出させていただいております。多野藤岡農協につきましては、本店としてお一人出させていただいている形になっております。こちら、公害対策委員会が、どういう目的であるかということなのですが、こちら昭和61年より続いているものになります。目的としますと、農産物、その他農業に被害を及ぼすおそれのある公害の発生の予防、農業者の公害についての苦情の処理、公害に係る紛争の和解の仲介、被害の補償のあっせん、その他公害対策を行うことをもって目的としております。実際につきましては、この会が終わった後、公害対策役員会のほうを開かせていただいております。役員会のほうを年に1回開かせていただいております。また、5月に事業所等に農作物の被害防止のお願いと、あと学校

関係に水の事故の防止のお願いのほうを出させていたいただいている状況です。

こちらからは、以上の説明になります。

○部会長 事務局の説明が終わりました。意見ございますか。

はい、どうぞ。

○15番小和瀬委員 公害対策委員長、前も、私、何か議会にした報告があるのですけれども、あれですか、こんなに組織するのに、公害は実際に年どのぐらい案件が出るのだからどうか、こんなに大人数、現実として必要な会ですか。

○部会長 事務局。

○事務局 公害の件数としますと毎年二、三件。去年で言えば2件ということになるのですけれども、公害まで発展しないでちょっと現地を見に行っただけのがまた数件ございました。この人数についてなのですが、設置要領のほうで委員長並びに役員ということで規定がございまして、それに沿って組織している形になっております。

○15番小和瀬委員 では、もう一点。そうすると、これがね、これがといたら失礼だけど、この方たちがもうそういう公害とは関係のない一堂が全員集まってその公害対策でいろいろ意見を交わすとか、そういうことはあるのですか。

○事務局 全体会議として委員さん、役員さんを一堂に会してということは定期的にはやってはおりません。なので、そういう必要性があるときに集まっていた形になるのかなというところではあります。

○15番小和瀬委員 規約の問題もあるようですが、この辺はもう少し、何か現実にはほとんどの委員の方は委員になっただけで一回も会議にも出ない、何もしないというのが現実のように私は受けるのですけれども、もう少しこの辺は規約も含めて見直して、もっと本当に実行性のあるものにしていただく。ただ、名前だけ委員さんにして何もしていないのだったら何の意味もないと思うのです。事務局の仕事が煩雑になるだけですよ。この辺はちょっと見直しを検討していただいたほうがいいかと思うのです。

○部会長 局長からちょっと説明があるそうです。

○事務局(吉田俊樹) 小和瀬委員さんのおっしゃるのも確かに1つかなと思います。ただ、この委員の数なのですが、今、例えばどこかで被害、公害が出たところに事務局のほうに連絡がありますと、その地区の委員さんに連絡をして事務局と現地を確認したりするのです。ですから、この各地区ごとに当然全員が出ていらっしゃるのですが、逆に特に連絡がないというのは、公害が生まれていないということで、それはそれでいいのかなと思うのです。どこでこの先何か公害という問題が出るかは、これはわかりませんが、委員としてはやはりこれだけの地区をカバーできるような委員の構成でお願いしたいと思います。

○部会長 どうでしょうか。

○15番小和瀬委員 わかりました。はい。

○部会長 そのほかにありますか。

○全員 なし。

○部会長 ないようですので、原案のこの名簿のとおりで異議ありませんか。

○全員 異議なし。

○部会長 ありがとうございます。

では、議案第2号も原案のとおり委嘱することに決定いたします。

次に、議案第3号 高崎市農業後継者対策協議会委員の委嘱について、議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第3号になります。済みません、議案書11ページです。

高崎市農業後継者対策協議会委員の委嘱について。

平成28年度高崎市農業後継者対策協議会委員について、次のとおり委嘱したいので審議を求めます。平成28年10月19日提出。高崎市農業委員会農業振興部会長、小野関多吉。

そうしましたら、議案書のほうの12ページに名簿をつけさせていただいたのですが、済みません、私のほうで名簿に間違いがありましたので、本日お配りさせていただきました1枚紙の名簿のほうをごらんください。

こちらは、小和瀬職務代理を会長といたしまして農業振興部会長に副委員長になっていただきまして、農政部長以下、委員の方になっていただいている状態になっております。また、こちらについて説明させていただきますと、こちら昭和52年事務次官通達で地域農業後継者対策特別事業実施要領に基づきまして、高崎市こちらのほうが設置されているものになります。調書事項につきましては、農業後継者対策の基本方針に関すること、農業後継者対策の具体的な実施内容に関すること、その他農業後継者対策上、必要と認められる事項に関することとして、農業委員会の諮問に応じて審議するということになっております。現在ここ数年ほど協議会のほうで諮問に応じ、適宜開催するということなのですが、こちら数年開いていない形にはなっております。

こちらからは、以上です。

○部会長 事務局の説明が終わりました。何か意見ございますか。

はい。

○事務局 事務局から補足説明で、済みません、名簿の差しかえのところなのですが、名簿で10番のはぐみ農業協同組合副理事長の名前が関田寛さんになっていたのですが、こちら正しくは中澤武志さんに修正したということで差しかえお願いいたします。

○部会長 何か意見ございますか。

ないでしょうか。

○8番提委員 この委員会は数年開いていないということは、もう死んでいる委員会になっているということだね。

○部会長 ちょっとわからない。

○8番提委員 この委員会、後継者対策協議会は、数年開催されていないと。

○部会長 会議がここ何年開かれていないかということですか。

○8番提委員 そう。

○部会長 事務局。

○8番提委員 何回ぐらい開いている。昭和52年から。

○事務局 私が来てから25年までは開いていたと思うのですけれども。

- 8番堤委員 平成。
- 事務局 はい、平成25年ですね。
- 8番堤委員 毎年。
- 事務局 はい。
- 部会長 ということは、平成25年からは開かれていないということですか。
- 事務局 そうですね、現在開かれていない状態にはなっております。
- 依田会長 小和瀬さんがやっているときは一回もやっていないのか。
- 15番小和瀬委員 いや、私が、振興部会長やっていたころにやった記憶があります。
- 依田会長 だから、私が会長をやっているときはやっていた記憶があります。私が職務代理のときにやりました。
- 15番小和瀬委員 やった記憶があるでしょう。だから、こしは28年だから、25年度は、3年前には年1回ぐらいはやっていたのです。私も出た記憶はあります。
- 6番今井委員 では、その後は開かれていなかったのだ。
- 15番小和瀬委員 そうそうたるメンバーでちょっと会議のときも話すにも何か気おくれしてしまって。
- 依田会長 全員が集まってやる会議が1回ぐらいで、あとはこそこそした打ち合わせみたいなのがー、二回やっていて、そのぐらいですよ、時間的にね。
- 6番今井委員 どういう理由でそれ以降開かれていないの。
- 事務局 一応25年までは家族協の後継者部会等ございまして、その事業の報告をさせていただいた部分がございます。26年以降につきましては、家族協のほうの後継者部会で活動されていますが、皆さんに集まっていたいで、ご審議いただくような形で農業委員会のほうから諮問をいただいておりますので、開催されていないという状態でございます。
- 部会長 はい。
- 依田会長 各学校で割と食農教育で学校で田植えをしたり、サツマイモをつくったりということをやっている学校が、小学校多いですよ。農業にかかわるコーチの要請というか、授業の一環としてコーチの要請をしてくれるときに、例えば農業委員会の各委員さん全員その道のプロフェッショナルなので、そういうときには声をかけてくださいよということで、後継者対策の一環としてそういうところへも我々も出向いていよという話はずっとしていたのですけれども、一度も要請はありませんでした。だから、各部門でも全部そういう対策はとれますよ。果樹にしろ、水田にしろ、野菜にしろ、施設園芸にしろ、畜産にしろ、何でもみんないるわけですから、農業委員会今46人だけど、48人のうちに。だから、その辺では協力を大いにできますという話はしてあるのですけれども。  
以上です。
- 部会長 いいですか。  
小和瀬さん。
- 15番小和瀬委員 15番、小和瀬です。箕郷地区におきましては、農業委員さんかなり負担になっている部分はあ  
るのだと思うのですけれども、小学校で田んぼつって、2校が田んぼ、あとはサツマイモですか、農業委員と、あと

は協力、父兄だったり、現実には農業委員のほうに。きょう見えていないけれども、瀧野さんのところなんかはほとんど、瀧野さんが草刈りから何からトラクターなんか、ほとんどやっているのではないかと思うのですけれども、結構箕郷においてはそういうことを農業委員会で教育的な活動ですか、やっていますよね。あと、いろいろとその部分は多少農林課のほうか何か補助金が出るような話もちらっと聞いているのですけれども。

以上です。

○部会長 井出地区では大分新聞に取り上げたり何かして、東京から農業体験のあれを呼んでいる経過があると思うのですけれども。井出地区なんか。

○部会長 はい。

○農政部長 あれは立教小学校というところが来て農業体験しているのですけれども、それは経費に関しては学校のほうから。農地を面倒見ているのは地元のNPOで経費に関しては、学校のほうからそのNPOのほうに直接お金を入れていると、そういう経緯になっております。

○部会長 大分新聞で取り上げたり何かして大々的に宣伝されていますよね。

○部会長 そのほかにありますか。

○15番小和瀬委員 あれは、取り上げるのだったら、やっぱり事前に新聞社を呼んでいますという話に。

○依田会長 売り込まないとね。

○部会長 はい。

○14番森山委員 14番の森山です。今、小和瀬委員がおっしゃったのだけれども、言わせれば、瀧野さんへほとんど丸投げ状態で学校は手放し運転のような状態にして、箕輪小学校も現実問題そうです。田植えをして、草刈りをして、稲刈りをしてというので、ほとんど農業委員のやっている状態なのですけれども、でも、もともと社会教育の一環でやっていることなので、もう二十何年前から稲作はやっているということで、やめることはできない状態でやっている状態なのですけれども、これは来年以降、農業委員が減ったときにどうなるかなというのは今青柳委員も心配しています。せっかく始めたことで、今箕輪小学校も、東もそうでありますが、5年生が農業体験授業でやっているわけですので、それがなくなってしまうということは、その授業もなくなってしまうわけですので、何とか青柳委員の力をかしていただいて、何とか来年以降もできる努力をしようという話なのですが、学校が丸投げになってしまうとちょっと無理だと。でも、継続していくことはいいことなのだけれども、1回あれでやっているわけですけれども。そんな形で、今そんな件でして、やっぱり子供の将来のことを考えるとできれば協力したほうがいいかなと思って今やっている状態です。

以上です。

○部会長 5年生が主ではないのですけれどもやっています。

○14番森山委員 そうです。

○部会長 5年生の卒業というか。

○15番小和瀬委員 いや、毎年5年生が出てくるから。

○部会長 毎年5年生がここに、繰り返しに。それが続くわけですよね。

○14番森山委員 はい。

○部会長 はい。

○14番森山委員 箕輪小学校の場合には3年生が梅干しを漬けるのです。今度とれた米をおにぎりにする。4年生が蚕の幼虫を生育している。それで5年生は田植えと稲刈りをして収穫されたのが今月の27日なのです。小学校全体でその5年生がつくったお米と3年生が漬けた梅干しを使って全員で収穫祭を、1年から6年生までが全部それに。もう5年生になると、3年生になると梅干しをつくって、4年生になると蚕の幼虫をして、5年になると田植えをするというのがもう習慣でずっと来ているから。今の1年生なり、2年生、それを見ていて、来年は私たちが梅干しづくりしなくてはとか、そういうのがずっとあるのですけれども、これで稲刈りがなくなってしまうと梅干しも漬けても意味がなくなってしまうのかなという感じもしています。

以上です。

○部会長 サイクルで、こういうふうによく回っているらしいのだけれども。できれば、続けてもらいたいですね。

ほかにありますか。ないでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 なければ、議案第3号は原案どおりとしまして、以上で審議していただきたい議案は終了いたしました。

次に、6番、その他に入りたいと思います。

委員の方から何かございますか。その他のところで。特にないですか。

ないでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 なければ、7番の連絡事項へ入りたいと思います。

初めに、西部農政事務所から。

はい、次長。

○西部農業事務所次長(小西次長) では、一言お願いさせていただきたいと思います。西部農業事務所の小西と申します。いつもお世話になっております。県では農業の人と農地の問題、これを今年度、県の農政部の最重点課題として取り組んでいるところでございます。特に、これからの地域農業、農地の集積、集約化というものは非常に重要な課題であるということで、先般高崎の農業委員の皆様方にも農地中間管理事業につきましてご説明をさせていただいたところでありますけれども、この農地集積集約化中間管理事業の推進に当たりまして、地域の皆さんが信頼を得ていらっしゃる委員の皆様方のご理解ご協力が非常に大切だということで考えておるところでございます。今後とも引き続き農地中間管理事業につきまして、ご理解ご協力をいただきますよう、また重ねてお願いいたします。よろしく申し上げます。

○部会長 何か意見ありますか。ないでしょうか。

はい。

○依田会長 耕作放棄地のというか、もう荒れてしまって、我々も農地パトロール行くと、もうB判定を受けたら、再生だと1ヘクタールの連担がないとだめだよという何か縛りみたいなのがありましたよね。それに補助事業としてその再生事業

をやるのは、何かそういうくくりがあったような気がするのですが、そういうのがなかったでしょうか。

○西部農業事務所次長 耕作放棄地の解消のことですか。

○依田会長 ええ。生産事業で、全体としては1ヘクタール面積がそこにまとまってこないという。例えば、私がやるにして、全部左右の隣があって、それを入ると全部1ヘクタールになるといときはオーケーだよとか。

○西部農業事務所次長 何か耕作放棄地のリフレッシュで、中間管理事業のほうに関係したものですよね。

○依田会長 はい。

○西部農業事務所次長 あれは中間管理事業で借り手、借り出す中に、その中にちょっと一部分だけ耕作放棄地があると。それを貸し出すのに出す方の自己負担なしでできるようになっているのです。

○依田会長 一部ではなくて、うんといっぱいあって、一部分の半分ぐらい、半分以上耕作放棄地で荒れてしまっているというときになったら、どうなんだろうと思うのだけれども。余りきちぎちの厳しい制約をしないで、何とか農家の人が簡単に受け入れられるような。

○西部農業事務所次長 耕作放棄地の解消につきまして、今回も従前の……

○依田会長 再生基準というのがありましたよね。

○西部農業事務所次長 はい、ありました。国庫や県単ありますし。

○依田会長 そういうのを余りに縛りをいっぱいせずに柔軟に県のほうも対応してくれるとありがたいなというふうな。

○部会長 ほかにありますか。

ないでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 では、次に、農政部長、何かありますか。

ないですか。

○農政部長 はい。

○部会長 では、これをもちまして議事を終了したいと思います。特に異議はございませんか。

○全員 異議なし。

◎閉会の宣告

○部会長 では、第13回の農業振興部会を閉じさせていただきます。ご苦労さまでした。

午前11時05分 閉会